

(公印省略)

令和7年10月22日

報道機関 各位

上下水道局長 柳澤 幸久  
(上下水道局総務課経理係)

### 報道機関に対する情報提供について（通知）

このことについて、次のとおり情報を提供いたします。

#### 1 件 名 消費税及び地方消費税の中間申告及び納付の遅延について

#### 2 内 容

農業集落排水事業会計におきまして、消費税及び地方消費税の中間申告及び納付の遅延がありました。

同事業では、年3回、昨年度の納付状況に応じた消費税及び地方消費税の納付を行っておりますが、1回目の令和7年9月30日期限の中間納付の申告漏れがあり、2,294,400円の納付遅延が発生したものです。

中間納付の申告書の提出及び納付については、令和7年10月21日に手続きを行い、納付を済ませました。延滞税については、今後税務署からの通知に従い、速やかに納付の手続きを進めるとともに、再発防止に向け、チェック手順及び体制について見直しを行います。

問合せ先 上下水道局総務課長 土屋  
電 話 0270-30-1230（内線15）  
タ イ ヤ ル イ ン 0270-30-1272